

第 1 1 6 回 鳥取市都市計画審議会 議事録

1 日 時 令和 7 年 8 月 5 日（火） 1 0 : 0 0 ~ 1 1 : 5 0

2 場 所 鳥取市役所 鳥取市民交流センター 2 階 多目的室 1

3 出席者 福山 敬委員、倉持 裕彌委員、田渕 緑委員、樋口 洋子委員、澤田 廉路委員、
橋尾 泰博委員、西井 千織委員、大谷 茜委員、谷口 明子委員、米村 京子委員、
加藤 茂樹委員、寺坂 寛夫委員、竹田 佳宏委員、米田 憲司委員、
丸田 謙一委員、樋口 敬委員（代理：竹矢 秀雄委員）

欠席者 平井 耕司委員、若狭 さつき委員、奥谷 仁美委員

4 公開非公開の別 公開

5 傍聴者 7 名

6 議題 【報告事項】

① 1・4・2 号南北線の概要について

【審議事項】

① 鳥取都市計画道路の変更について（事前審議）

（3・5・1 8 号千代水幹線、3・5・1 9 号嶋里仁線、
3・4・1 2 号湖山商栄線、3・4・1 8 号晩稻賀露線）

② 鳥取都市計画公園の変更について（事前審議）

（5・8・1 号湖山池公園）

7 議事

事務局

定刻となりましたので、ただ今より第 1 1 6 回鳥取市都市計画審議会を開会いたします。

本日はお忙しいところ、本審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます、都市整備部都市企画課の三谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず配布資料について、お手元の資料を確認させていただきます。

本日は事前に送付いたしました「第 1 1 6 回鳥取市都市計画審議会資料 1 ～ 3」とは別に、「会議次第」「委員幹事名簿」「席表」「議案書」をお配りしております。

お手元にお持ちでない方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

ここで委員の皆様には資料の修正をお願いいたします。2 点修正がございます。

1 点目は、資料 2 の 1 1 ページ上段に「3・5・1 9 号千代水幹線」と記載がございますが、正しくは「3・5・1 8 号千代水幹線」となりますので修正をお願いします。

続きまして2点目の資料の修正でございます。資料3の表紙に「5・7・1号湖山池公園」の記載がございますが、正しくは「5・8・1号湖山池公園」となりますので修正をお願いします。

そういたしますと、本日の審議会の進行につきましては、お手元の次第に従って進めさせていただきます。

委員の紹介でございますが、委員の紹介につきましては、名簿と席表の配布によって、割愛させていただき、令和6年11月に開催いたしました前回の審議会より、変更があった委員のみの紹介とさせていただきます。

まず、前委員の任期満了に伴う1号委員の変更についてご報告をさせていただきます。

鳥取市自治連合会幹事、橋尾泰博様。

青谷地域振興未来会議委員、大谷茜様。

以上、2名に新たに委員をお願いしております。

次に、2号委員の変更についてご報告をさせていただきます。

鳥取市議会議員、谷口明子様。

加藤茂樹様。

寺坂寛夫様。

以上3名に新たに委員をお願いしております。

次に前回の審議会以降の人事異動により、3号委員に変更がありましたので、ご報告をさせていただきます。

国土交通省鳥取河川国道事務所長、竹田佳宏様。

鳥取県鳥取県土整備事務所長、米田憲司様。

鳥取県東部農林事務所長、丸田謙一様。

鳥取警察署長、樋口敬様。

本日は代理として交通第一課長の竹矢秀雄様にご出席いただいております。

以上4名に新たに委員をお願いしております。

続きまして、委員の皆様の本日の出欠を報告させていただきます。

1号委員の平井委員、若狭委員、奥谷委員の3名が本日所用のため欠席でございます。

本日は全員19名のうち、代理出席を除いて15名の委員の皆様にご出席をいただいております。

本都市計画審議会条例に規定されている2分の1以上の定数に達しておりますので、本審議会が成立することをここに報告いたします。

審議会条例第7条第3項により、3号委員の職務を代理する者が、議事に参与し、決議に加わることができるものとされ、審議会運営規則第5条により、3号委員の代理出席は、会長の承認を得て会議に出席できることとされています。

福山会長ご承認いただけますでしょうか。

福山会長

承認いたします。

事務局

ありがとうございます。

ただいまの承認をもちまして、本日の出席委員数は１６名となります。

また、福山会長にご承認いただきたい案件がございます。

現在傍聴に報道機関の方がおられます。撮影や録音をされたいとの意向があり、会長のご承認をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

福山会長

皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

承認します。

確認ですが、報道というお話ありましたが、一般の方のご参加もあるということでよろしいですか。

事務局

本日は一般の傍聴の方も数名おられます。

福山会長

そのようですので、皆さんよろしく願いいたします。

事務局

それでは、これから先の議事進行は会長が議長となり進めさせていただきます。福山会長よろしく願いいたします。

福山会長

よろしく願いいたします。

皆さん、お暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

では、早速議事進行に入らせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

まず、議事録署名委員の指名です。本審議会の運営規則第１０条第２項の規定で、議事録には会長および会長が指名する２名の委員が署名する、とありますので私の方から指名させていただきたいと思います。この度の署名委員は、田淵委員、それから寺坂委員にお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

なお、議事録は発言内容とともに、皆様委員の氏名を記載して、市のホームページに掲載することになっておりますのでご承知おきください。

それでは早速内容に入りたいと思いますが、本日は１６名のご参加のうち、９名の方が新任ということで、議事に入る前に、新任の方にも既に過去に都市計画審議会に関わった方もたくさんおられると思いますけれども、この都市計画審議会に関する説明を簡単に事務局からしていただきたいと思います。

それでは説明をよろしく願いします。

事務局（三谷主査）

説明いたします。

鳥取市都市計画審議会は、都市計画法第７７条の２に基づき設置される法定の機関で、本市では

鳥取市都市計画審議会条例により設置しております。都市計画は、都市の将来の姿を決定するものであり、住民の生活に大きな影響を及ぼします。このため、都市計画を定めるときは、行政機関だけで判断するのではなく、学識経験者、議会の議員、関係する行政機関の職員から構成される審議会の調査、審議を経て決定することとなっています。審議会は、市長の諮問に応じて都市計画に関する事項の調査や審議をすることや、都市計画に関する事項について関係行政機関に建議することができます。委員は、本審議会条例に基づき、19人以内で構成されています。なお、市政において重要な役割を果たしている本審議会の会議については、その運営の透明性を確保するため、原則公開としております。

以上でございます。

福山会長

ありがとうございました。

それでは議事に入りたいと思います。

最初に、議案書の2ページ、報告第1号で会議幹事・参与員の報告を事務局からお願いします。

事務局

そうしますと報告第1号を説明させていただきます。

議案書の3ページをご覧ください。

本日の審議会には、鳥取市都市計画審議会条例第8条の規定により、3ページの幹事・参与員が出席しております。

福山会長

ページ番号は2ページになると思います。

事務局

失礼いたしました。ありがとうございます。

前回の審議会以降の人事異動に伴いまして、山川危機管理部長、谷口市民生活部長、以上2名が新たな幹事となっておりますので、ご紹介させていただきます。

以上でございます。

福山会長

それでは、まず南北線の状況についての説明を最初にしていただきます。これは国と県の方の審議事項でございますけども、それを受けての鳥取市の今回の審議となりますので、南北線の現状等についてよろしく願いいたします。

事務局

都市企画課の河田と申します。よろしく願いいたします。

それでは報告第2号「1・4・2号南北線の概要」について報告いたします。

資料1の「鳥取市都市計画道路の変更 1・4・2号南北線の概要について」と表題のある資料をご覧ください。

本報告につきましては、現在鳥取県で都市計画決定手続きを進めておられます、南北線に係る報告となり、資料につきましては、7月9日に開催されました、鳥取県都市計画審議会の資料を抜粋したものととなります。

それでは1ページをご覧ください。

南北線の概要です。路線名、1・4・2号南北線、この1・4・2という番号の意味は、表の下の破線で囲ってありますところに説明を記載しておりますけれども、区分、規模、一連番号を表しています。区分が自動車専用道路、道路幅員が16m以上22m未満、鳥取都市計画区域内の同規格の道路として、都市計画決定する2番目の道路、ということとなります。

位置は、鳥取市嶋～鳥取市浜坂、延長約7,000m、道路の規格はすでに供用しています山陰近畿自動車道と同じ第1種3級、代表幅員18mの4車線となっています。

2ページをご覧ください。

南北線は左下の図に赤丸で示している区間となり、山陰近畿自動車道と、山陰道の鳥取西道路を結ぶ道路となります。この南北線が完成しますと、一部現道利用区間もありますが、鳥取県内の山陰近畿自動車道は繋がることとなります。そして、山陰道とも繋がることで、鳥取自動車道にも繋がっていきますので、3つの高速道路ネットワークを結ぶ道路となります。

この南北線は、鳥取市街地における交通混雑の緩和や、道路の安全性の向上、災害時の交通路確保、速達性の向上、産業活動や観光におけるアクセス向上を目的としたものとなっています。

3ページをご覧ください。

南北線の計画案の検討にあたり、地域交通の課題・必要性を整理しています。

まず、交通渋滞についてです。

市内中心部付近の幹線道路で混雑度が高く、渋滞箇所が連続して存在しており、国道29号や国道53号の交通量は鳥取西道路の開通により交通が分散して減少傾向ではありますが、混雑度は高く、国道9号の交通量は増加傾向となっております。南北線により交通が分散化されることで交通渋滞の緩和が期待されています。

次に、交通事故についてです。

市街地の幹線道路では、死傷事故率が全国平均を超える区間が多数存在しております。通過交通の多い国道9号や国道29号では、主要渋滞箇所が連続しているほか、交差点付近での急な速度変化により、追突事故が起こりやすい状況にあると言えます。また、国道53号では、出会い頭、右左折時の事故の割合が高く、沿道からの出入り交通が多いことが要因と考えられます。南北線により交通の混雑が緩和されることに伴いまして、交通事故が減少するものと期待されます。

次に、災害時にも機能する信頼性の高いネットワークの確保、についてです。

千代川の洪水想定では、緊急輸送道路に指定されている国道29号や国道53号などの市街地内の主要道路の冠水が想定されており、道路の寸断により救命救助などの緊急活動に支障をきたすことが懸念されます。南北線は、大部分が橋梁形式で検討されており、災害時にも機能できる道路として期待されます。

4ページをご覧ください。

次に、緊急医療機関への速達性の向上についてです。

緊急救命センターを備えます鳥取県立中央病院への主要な搬送経路には国道29号が利用されていますが、交通渋滞により病院への到着時間が大幅に遅れるなど、速達性の面で課題があります。南北線ができることにより、青谷から中央病院までにかかる時間は約7分短縮されるなど、救急医

療機関への速達性が向上するということも期待されるところです。

次に、産業活動についてです。

本市の物流は主に近畿地方や山陽地方への結びつきが重要となっており、物流拠点である千代水地区においては、市街地内の交通渋滞により、高速 IC へのアクセス性が悪くなっている状況です。南北線ができることにより、所要時間の短縮などが図られ、速達性の向上や燃焼消費額の減少に寄与するものとして期待されています。

次に、観光振興の促進についてです。

観光シーズン、特にゴールデンウィーク時の鳥取 IC から鳥取砂丘間の所要時間は平日の 3.6 倍に増加しており、観光客だけではなく他の道路利用者にも影響が出ています。また、これまでに鳥取西 IC から青谷 IC までの鳥取西道路が開通したことにより、砂丘エリアの滞在時間が 1.5 倍増加しているとのことで、南北線の開通においても同様の効果が期待されるということです。

5 ページをご覧ください。

以上の地域交通の課題や必要性を踏まえまして、5 つの政策目標が設定されています。「日常生活の利便性、安全性の向上」、「災害時にも機能する信頼性の高いネットワークの確保」、「救急医療機関への速達性の向上」、「産業活動の支援」、「観光振興の促進」の 5 つで、この政策目標を達成するようなルートの検討が進められました。

6 ページをご覧ください。

道路規格、幅員構成についてです。道路構造の基準となる道路構造令の基準に基づいたものとなっています。設計速度は時速 80 キロ、車線は片側 2 車線の合計 4 車線、道路幅員は盛土部分で 19 m、橋梁部で 18 m となります。

7 ページをご覧ください。

インターチェンジの配置案となります。インターチェンジにつきましては、政策目標の達成や、地域のニーズを踏まえて配置されています。

南側のインターチェンジからご説明しますと、まず徳尾 IC は、国道 29 号の混雑を緩和し、広域防災拠点でありますヤマタスポーツパークへのアクセスを向上させるものです。

次に千代水 IC は、物流拠点である千代水地区へのアクセス向上を図るものです。

次に晩稲 IC は、広域交通拠点であります鳥取空港や鳥取港へのアクセスを向上させるものとなります。

次に江津 IC になりますが、主に重症患者に対応できる第三次医療機関となっている県立中央病院へのアクセスを向上させるものとなっています。

最後に覚寺 IC ですが、主に鳥取砂丘への玄関口となる部分であり、観光拠点へのアクセス向上を図るものとなります。

IC の出口、入口を青色矢印のように設置しています。それぞれの IC の形式は、江津 IC と千代水 IC、徳尾 IC がハーフインターチェンジとなりまして、半円を表示しております。覚寺 IC と晩稲 IC がフル構造の IC となっています。

8 ページをご覧ください。

ここからは、インターチェンジ付近を拡大した図面でご説明します。

まず、一番南側の鳥取西 IC ですが、ここはジャンクション形式となりまして、山陰道と南北線は直接接続され、相互に出入りができるようになります。山陰道と下道になります県道への乗り降りは現在と同じとなり、南北線と県道は、ここでは接続しないため出入りすることはできません。

南北線と下道の県道の接続は、近接する次の徳尾 IC での出入りとなります。

9 ページをご覧ください。

少し北側に移動しまして、徳尾 IC 付近になります。徳尾 IC は県道（国体道路）に接続するハーフ IC となりまして、南北線の北側方面について進入が可能となります。広域防災拠点であるヤマスポーツパークや鳥取駅方面など中心市街地へのアクセス向上が期待されます。

10 ページをご覧ください。

さらに少し北側に移動しまして、千代水 IC 付近になります。千代水 IC は国道 9 号から 1 本南側の市道（湖山商栄線）に接続しまして、国道 9 号までは新たな市道になりますアクセス道（千代水幹線）で繋がります。ここは、南北線の南側方向に進入が可能なハーフ IC となります。この周辺は大型事業所が建ち並ぶ千代水地区になりまして、近畿方面や山陽方面への物流が改善され、地域産業の改善に繋がるものと期待されます。

11 ページをご覧ください。

さらに少し北側に移動しまして、晩稲 IC 付近になります。晩稲 IC はフル IC となっておりまして、北側方向、南側方向の相互方向について出入りが可能となっています。鳥取空港や鳥取港へのアクセス向上が期待されます。

12 ページをご覧ください。

次に江津 IC 付近になります。千代川を渡り、袋川の南側の農地を通して、鳥取県立中央病院へと繋がります県道鳥取砂丘線に接続するハーフ IC となります。救急医療機関への速達性の向上が期待されます。

13 ページをご覧ください。

最後に覚寺 IC 付近となります。ここで既存の国道 9 号に接続することとなり、南北線と国道 9 号の双方で出入りができることとなります。この IC は、観光地であります鳥取砂丘への入口にあたり、観光振興の促進が期待されます。

14 ページをご覧ください。

ここまでの南北線に係る都市計画案につきましては、これまでに住民説明会の開催やパブリックコメントの実施、公聴会が開催されております。

南北線は、都市構造や市民生活への影響が大きいことから、全体説明会のほか、地区説明が 11 回、事業所説明会が 1 回と、国・県・市の合同で開催されております。また、「説明会の周知方法」にありますとおり、できるだけ多くの皆様にご参加いただけるよう、県ホームページ、新聞折込、新聞広告など、様々な方法で説明会の開催について周知を行っております。

15 ページには説明会の開催実績をまとめています。合計 406 名の方にご参加いただきました。

16 ページをご覧ください。

説明会でいただいた主な意見、質問とその回答をまとめています。「都市計画決定の手続き」「ルート」「インターチェンジ」について、意見・質問に対してそれぞれご回答しております。

一部ご紹介しますと、ルートについて、地権者から反対の意見があった場合、ルートを変更することはあるか、とのご質問に対しまして、皆様からのご意見を総合的に判断して決めていくことになる、お示ししているルート案で御理解いただき進めてまいりたい、と回答しております。

17 ページをご覧ください。

16 ページに引き続き、「事業スケジュール」「道路構造」「防災」「周辺道路」について、意見・

質問に対してそれぞれ回答を記載しております。

以上、説明会での意見・質問とその回答となります。

18ページをご覧ください。

パブリックコメントの実施結果についてご説明いたします。

パブリックコメントは、令和2年8月8日から10月22日までの期間で実施されました。閲覧方法、意見提出方法、周知方法につきましてはご覧のとおりです。

また、実施された期間に125件のご意見がありました。項目を分けて整理しておりますが、「ルート」「事業全般」「環境」についてのご意見が多かったところです。

19ページをご覧ください。

パブリックコメントでの主な意見と、これに対する対応方針を示しております。これらは県のホームページ、県まちづくり課、市都市企画課の各窓口にて詳細なものが公表されております。

こちらは、18ページにある項目ごとに、主だったご意見の概要とこれに対する対応方針を要約したものととなります。

「ルート」についてご紹介しますと、計画案は妥当であるとのご意見がある一方で、住環境に配慮したルートへ見直しをして欲しいといったご意見もありました。これにつきましては、ルートを決める過程で多くのご意見を住民の皆様からいただき、それをもとに政策目標を定めて計画したものでありますので、ご理解をいただきたいと回答しています。

その他「完成時期」「防災」についてはご覧のとおりです。

20ページをご覧ください。

19ページに引き続き、「環境」「経済」についてはご覧のとおりです。

21ページをご覧ください。

こちらも引き続き、「事業全般」「インターチェンジ」について主なご意見と対応方針を記載しております。

同様に22ページも引き続き、「道路構造」「周辺道路」「その他」について記載しております。

以上、パブリックコメントの実施結果となります。

23ページをご覧ください。

公聴会の実施状況についてご説明いたします。令和2年10月9日から23日の期間に公述人が募集され、6名の方が応募されました。公聴会は、令和2年10月30日に開催されております。こちらには公聴会でのご意見の概要をまとめています。

また、県ホームページと県まちづくり課、市都市企画課の各窓口にて本資料を公表しております。

6名の意見の概要を表に取りまとめておりますが、ルート選定の再検討を行ってほしい、ルートの再考を要望するなど、ルートの変更にに関するご意見が多くありました。

24ページをご覧ください。

公聴会の公述に対する対応方針の全文をお示ししています。公述に対する対応方針としましては上段囲い部分に示されております。

以上、公聴会の実施状況となります。

25ページをご覧ください。

令和2年度に都市計画説明会やパブリックコメントが実施されてから、この度、都市計画決定手続きを前に進めるまでに長らく時間を要しましたことから、これから都市計画決定の手続きを前に

進めることを、沿線住民の皆様等に十分周知するよう努めて参りました。

本市としましては、関係する事業者などの情報を現時点のものに更新するなどして、県へ情報提供を行っております。

そして、県よりルート沿線住民、事業者、地権者などへお知らせ文書が7,000通郵送され、併せて県ホームページにも掲載し周知されております。本市としましても市報に掲載し、市民の皆様へ広く周知して参りました。

26ページをご覧ください。

鳥取県の今後のスケジュールとなります。先月開催された県都市計画審議会における結果をもちまして、都市計画案が策定され、公告縦覧が9月頃に行われる予定です。この公告縦覧は、再度住民の皆様等がご意見を提出できる機会となります。その後、公告縦覧で提出されたご意見の内容を踏まえまして、11月頃に本審議が行われる予定です。

そして、あくまで目標となりますが、年内の都市計画決定を目指されているところです。

以上が「1・4・2号南北線の概要」の報告となります。

福山会長

ご説明ありがとうございました。

最後のページにありましたように、県の都市計画審議会の方でも今日のように予備審議行われまして、そのときの資料と同じもので説明いただいたというところで、南北線は県と国土交通省の整備ということで、それを受けて今日これから審議いただきますけれども、アクセス道等の市の整備する道路施設の審議をしていただくというところになります。

それでは、今の南北線に関するご説明に関しまして、何かご質問等ありましたらお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。今回、事前審議ですので、いろいろ疑問などを聞いていただいた方がいいかと思しますので、思われるところがありましたら、ご質問いただければと思います。

谷口委員

各インターチェンジまた道路が計画されている区域で、事業所の方々が多く、意見やパブリックコメントとか実施されて多くの意見があったと思います。その移転先について、市としてのスムーズな移転ができるような方法など検討されているかどうかお聞きします。

事務局

事業所の移転等につきましては、都市計画決定が行われて事業化がされましたら、その後に詳細設計が行われることになります。どの事業所がどのくらいの面積でこの南北線の計画線にかかるかが決まりました段階で、移転先についてご紹介できるようなどころがあるかどうか、ということについて、今後検討していきたいと考えています。

谷口委員

ありがとうございます。

今の鳥取市内の南北線の沿線近くとか、利便性のよいところがよいと思うのですがけれども、今の市街化調整区域を市街化区域に変更するなどとか、そういったお考えはあるかどうか伺います。

事務局

今のところ市街化区域を変更するということは考えておりません。

市街化区域の中の空地、例えば千代水第2区画整理地内の保留地であるとか、そういった公共の持っている空地等が活用できればというふうには考えております。

橋尾委員

今日初めて出席しまして、ただいまの説明を聞かしていただいて意見というわけではないですけども、説明をいただいた感想を少し述べさせていただきたいと思います。

今いただいた報告は、令和2年のアンケートや公聴会の意見陳述という話があって、それから約5年近くの月日が経っております。

今説明を聞きますと、今年の11月には本審議で、12月には国土交通省の同意協議に入るといふことですが、その説明をいただく中で、公述の方が言っておられるのが、ルート変更を何とかならないか、というようなご意見が多数あったわけです。

私のような一般市民から見たら、こういう説明を受けても実際そのルートにおける、今も谷口委員からご意見出ましたけども移転補償の話も出てきますし、この道路が平面で高速4車線なのか、あるいは立体形式がどこになるのか、というようなことすらもこの図面ではよくわからない。

ここまで様々な意見が出てくる中で、どこまでこの計画審議会は、役所と一緒に、地権者の方のご意見をどの程度までお聞きをし、我々が審議するのか。あるいは、この説明の中でもルートに関しては、このルートで皆さんの意見を聞いた上でのルート計画でありますから何とかご理解をいただきたい、といった文言も入っています。言えばルートはなかなか変更できないといった、今までの過程の中でという話ですから、そこのバランスが気になるところです。行政の考え方、市民あるいは地権者の皆さんとの間をどうやって取り持っていくのかというところが、5年経って急に話が出てきた。こういう話を初めて聞かせていただいて、今年の年末には本審議に入りますといった説明を受けると、こういう進め方で致し方なかったのか、というのが正直な印象です。

もっとやり方があったのではないかとというのが私の感想でございます。これは決して意見ではありませんので、感想を述べさせていただきました。

福山会長

ありがとうございました。

この4年半、5年近く前の令和2年の段階で公聴会等いろいろプロセスがありまして、その後しばらく間が空いたのは、様々な事情があったことだと思います。

その間に先ほど説明がありましたように、鳥取県や鳥取市が、地権者が変わっている可能性もありますし、知らない方も出てくるかもしれないということで、お知らせを郵送したり、実際に話をしたりなどして、5年経過しても、知らない方ができるだけいないよう努力されてきたというお話は聞いています。

ただ委員のご意見のように、やはりこの5年の期間は長いため、どこまで丁寧に行えばしっかり継続的なプロセスであったのかに関しては、なかなか判断が難しいところではありますが、今回のこのプロセスは一つの反省点として、希望としては、引き続き非常に丁寧に、知らない人が1人でもいなくなる形で説明していく努力を、忘れずにしていただきたいと思います。

橋尾委員

誤解があつてはならないと思ひまして、私は決して丁寧に、微に入り細に入り話を詰めて欲しいということでもないです。

南北線に対する思いとしては、早く皆さんの意見を集約して道路を作っていただきたいと、そして鳥取の経済あるいは交通の便が非常に良くなることを期待しております。期待をしていますが、やはりバランスだと思うのです。行政が考えておられることと、地権者の皆さん、そこで生活しておられる皆さんとの接点を持ち、どれだけ意見集約をしていくのか。

今回の説明の中でも、南北線の話は聞いていなかった、みたいな話をされる意見の方もあるということは、やはり間が空きすぎて、その当時は南北線の情報のチラシを見られて頭に残っていたと思いますが、期間が空くことによって焦点がぼけてしまった点があると思います。

そのあたりを鳥取市と県が、バランスを考えながらすり合わせをしていただけたらなと思います。市民の皆さんに納得していただけるということも重要と思います。

そういう思いが伝えたかったので、進め方がどうという話ではなく、もっとやり方があったのではないかと、という思いで意見を言わせていただきました。

福山会長

ありがとうございます。

まさにおっしゃることは、都市計画審議会の都市計画法の最初に書いてある、いわゆる公共の福祉のためにという意思決定をしていくのですが、その一方で私権を制限する、個々の人の権利を公共のためにある程度譲っていただくという意思決定をしていく、非常に重い審議会だということです。

橋尾委員が言われたそのバランスというか、その意思決定を丁寧にしていく、ということを考えながら審議していきたいと思います。

米村委員

今後の鳥取県のスケジュールが出ていますが、やはりこの市民にとってのスケジュールは、先ほども橋尾委員が言われたように、市民がより早く知らないといけないことだと思います。そういう意味でも、スケジュール感をもう少しきちっとしていただけたらと思っております。

事務局

7月9日に行われた県都市計画審議会は、予備審議となっております。9月頃に都市計画案の公告縦覧が行われます。その際にも意見の提出等ができるようになっておりまして、そこでご質問に対して丁寧に答えしていくというようなことになると思います。

広く周知の機会であるとか、ご質問に対しての丁寧な説明というところは今後も続けていきたいと考えております。

寺坂委員

最後のページのスケジュールということで、ようやく今年に都市計画決定に向けてということで、令和2年の頃から法線がなかなか決まらないと。

例えば、江津の周辺とか五反田の産業団地、この辺りで法線等の同意が得られないため、都市計

画決定ができないということのようでしたが、今年度こういうスケジュールが組まれたことは、あらかじめ目処がついたとか、その辺の考え方や見通しがついたから手続きを進めるということなのか、その辺をお尋ねしたいと思います。都市計画決定すれば、強制執行という方向でいろいろできることにもなると思います。

事務局

公聴会や説明会でいただいたご意見は、これに対してこの4年間で丁寧に説明や調整をしてきたということから、長い時間がかかりましたけれども、ご質問やご意見に対しての調整が進んだというところで都市計画決定、前に進めるということとしております。

谷口委員

地元住民の方と意見交換は、公聴会、説明会を経てずっと行われて、納得していただいたの決定ということですが、実は、昨日の日本海新聞で鳥取市江津地区区長の方が、地域と共存できる南北線を、という題で意見を言っておられます。

この文面を少し読ませていただくと、南北線の計画の発表を拝見して、江津地内で問題があると認めパブリックコメントで意見を発表し、国交省、鳥取県、鳥取市にはこれまで毎年修正をお願いしてきました。しかしこれが、意見や要望に対して納得のいく説明もなく発表された対応方針では全く反映されていません、というふうにあります。

こういったご意見に対して納得される形にしていけないと事が進まないと思うのですが、そういった文面がありますので、どのようにされていかれるのかお考えを伺いたいと思います。

事務局

新聞記事で出ておりました地区からのご要望に関しては、今年も国と県と市でそれぞれ対面のご要望をいただいております、これから都市計画決定を進めるにあたり、もう少し丁寧に説明をさせていただきたいと考えております。

谷口委員

ぜひ、住民の方が納得いく形で進めていただく、しっかり話し合いをしていただいて、計画を進めていただきたいと思います。

福山会長

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは審議の方に入らせていただきたいと思います。

今回、先ほど説明がありました、本審議に向けた事前審議という位置付けの審議となります。

説明がありました南北線のアクセス道路等の都市施設、鳥取市の管轄部分の事前審議というところになります。

まず、議案第1号です。鳥取都市計画道路の変更についての説明をお願いします。

事務局

議案第1号「鳥取都市計画道路の変更」についてご説明いたします。

資料２の「鳥取都市計画道路の変更」と表題のある資料をご準備ください。

本議案につきましては事前審議となり、報告第２号にありました１・４・２号南北線に関連する都市計画道路の新規決定、及び変更となります。

南北線本線の都市計画決定は鳥取県となりますが、南北線と幹線道路等をつなぐアクセス道については市道であることから本市の都市計画決定と整理されており、鳥取県都市計画審議会から本市に対し、南北線に付随する道路として、同様に都市計画決定手続きを進めるよう申し伝えがなされております。

それでは１ページをご覧ください。

この度の審議会より新任の委員の方がおられますので、まずは都市計画道路について簡単に説明いたします。

都市計画道路とは都市の骨格を形成する道路であり、円滑な移動を確保し、都市環境、都市防災等の面で良好な都市空間を形成するために都市計画法により定める道路となります。

都市計画道路として定める事項としましては、道路の位置や幅員、車線数などとなります。

また、道路名称は番号及び路線名で定められ、番号は道路区分や規模により付されます。番号の各基準につきましては、下の表のとおりとなります。

２ページをご覧ください。

都市計画決定された都市計画道路の区域内においては、都市計画法により制限がかけられます。

都市計画道路を含む都市計画施設、例えば都市計画公園などもそうですが、将来の事業の円滑な施工を確保するため、都市計画施設の区域内で建築物の建設などをする場合は、市長の許可が必要となります。また、建築物につきましては、２階以下で地下室がなく、主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、であることを満たす建築物のみが許可の対象となります。

３ページをご覧ください。

それでは、議案内容についてご説明いたします。

こちらは先に報告いたしました南北線の概要資料と同じものとなります。

前段でご説明しましたが、本議案は南北線に付随するアクセス道として都市計画決定を行うものです。南北線が高速道路ネットワークを形成するのに合わせて、アクセス道により南北線と幹線道路をつなぐことで、道路ネットワークが形成されます。

４ページをご覧ください。本議案の概要です。

対象路線は４路線となります。アクセス道として、「３・５・１８号千代水幹線」「３・５・１９号嶋里仁線」の２路線が新規決定となります。

また、南北線インターチェンジと既存道路の平面交差点の新設により、「３・４・１２号湖山商栄線」「３・４・１８号晩稻賀露線」の２路線が変更となります。

右側地図に大まかな当該箇所を示しております。

次ページより各路線、変更箇所についてご説明いたします。

５ページをご覧ください。

まず、３・５・１８号千代水幹線についてご説明いたします。右側の地図の赤い道路が南北線、青い道路が本路線となります。

位置は鳥取市千代水４丁目から千代水３丁目、本路線は市道となり、延長約３３０ｍ、代表幅員は１４．５ｍの２車線、道路規格は４種２級、設計速度は５０キロとなっております。

計画諸元の項目で赤枠外の路線は、参考として本路線に係る主な路線の概要となります。

本路線は、南北線の千代水 IC から国道 9 号に接続するインターチェンジアクセス道として決定することにより、鳥取空港へのアクセスや千代水地区への物流機能の確保、防災上の緊急路線として、主要幹線道路ネットワークが形成されます。

6 ページをご覧ください。

こちらは計画図となります。赤色が南北線、緑が既存の都市計画道路、紫が本路線となります。

左上に標準断面図を付けておりますが、片側自転車歩行者道 3.5 m、片側 1 車線 3 m の対面通行で車道 6 m プラス付加車線 3 m、中央帯 1 m、路肩各 0.5 m の全幅 14.5 m となります。

7 ページをご覧ください。

本路線のイメージ図になります。黄色で区間表示をしている路線が本路線となります。高架の南北線の東側に平面道路で位置づけられます。S 字で描かれている道路が本路線となります。

8 ページをご覧ください。

次に 3・5・19 号嶋里仁線についてご説明いたします。右側の地図の赤い道路が南北線、青い道路が本路線となります。

位置は鳥取市嶋から里仁、本路線は市道となり、延長約 670 m、代表幅員は 12 m の 2 車線、道路規格は 3 種 3 級、設計速度は 50 キロとなっております。

計画諸元の赤枠外の路線は、本路線に係る主な路線の概要となります。

本路線は、南北線の徳尾 IC の新設により、地図上の黄色で示しております市道德尾 7 号線の通り抜けができなくなることから、代替路線及びバス路線の機能確保として必要な路線となります。新たに都市計画道路とすることにより、JR 湖山駅へのアクセスや千代水地区への物流機能確保、防災上の緊急路線として、南北線、国道 29 号の補助幹線として道路ネットワークが形成されます。

9 ページをご覧ください。

計画図になります。赤色が南北線、緑が既存路線、紫が本路線となります。

右下に標準断面図を付けておりますが、片側自転車歩行者道 3.5 m、片側 1 車線 3 m の対面通行で車道 6 m、路肩各 1.25 m の全幅 12 m となります。

10 ページをご覧ください。

本路線のイメージ図になります。高架となる南北線の西側に平面道路で位置づけられます。黄色で区間表示されている路線が本路線となります。県道の徳尾嶋線から南北線の下を通り、イナバ自動車学校の東側を通って里仁集落に繋がる路線となります。

11 ページをご覧ください。

次に 3・4・12 号湖山商栄線の変更についてご説明します。

南北線の新規決定に伴い、本路線と 3・5・18 号千代水幹線及び千代水 IC との接続による平面交差点が新設されることとなるため、一部区域の変更を行うものです。地図上の赤色の区域が追加となります。

12 ページをご覧ください。

最後に 3・4・18 号晩稻賀露線の変更についてご説明します。

南北線の新規決定に伴い、本路線と晩稻 IC との接続による平面交差点が新設されることとなるため、一部区域の変更を行うものです。こちらも地図上の赤色の区域が追加となります。

13 ページをご覧ください。

以上、4 路線の都市計画道路の変更につきましては、南北線に付随し一体性があることから、南北線の説明と併せまして住民説明等を行ってきました。表は県の説明会開催の資料と同様のもので

す。

14ページをご覧ください。

地元説明会でありました、市決定事項に係る意見・質問とそれに対する回答となります。嶋里仁線の新規決定に係る質問が主でした。一部ご紹介いたします。

本路線の新設により周辺道路も含めて交通量が増加し渋滞がひどくなるのではないかとのご質問に対して、信号パターンを工夫することや、他路線も含む安全対策や道路改良等を地域と調整していくことをご回答しております。

また、本路線の開通時期のご質問に対しては、市道徳尾7号線の代替路線となり、南北線工事で通行止めが予想されることから、南北線より早く開通する予定であることをご回答しております。

15ページをご覧ください。

本市の今後のスケジュールとなります。

本日の事前審議の結果をもちまして都市計画案を策定し、案の公告縦覧を県の縦覧時期と合わせる形で9月頃に行う予定です。この公告縦覧は、再度住民の皆様等からご意見をいただく機会となります。その後、公告縦覧でいただいたご意見の内容を踏まえまして、11月末頃にもう一度本審議会でご審議をお願いしたいと考えております。

そして、あくまで目標となりますが、南北線と同じく、年内の都市計画決定を目指しているところとなります。

以上が「鳥取都市計画道路の変更」の議案説明となります。

福山会長

ご説明ありがとうございました。それでは審議に入りたいと思います。繰り返しますが事前審議ということで、忌憚のないご意見をいただければと思います。

谷口委員

まず、新規の3・5・18号千代水幹線についてですが、この計画道路を見ますと、鳥取市が今進めている鳥取市学校給食センターの建設予定地にかかると思うのですが、その建設の用地にかぶるとか、この幹線を作ることによって、給食センターが変更になるといったことがあるのかを伺います。

事務局

給食センターの建設の設計にあたりましては、6ページの図面に紫色で表示されております千代水幹線の境界のデータを情報提供いたしまして、その境界を明確にして設計を行っていただいております。

そのため、都市計画事業を始める際の用地が被るということはないものと考えています。

福山会長

国体道路を布勢方面の西側から通行する車両が、鳥取西道路に乗るときのルートですが、想定されているどの辺りになるのか、示していただければと思います。

事務局

西道路につきましては、嶋交差点から南側に県道を下り、既設のインターチェンジを西道路にそれぞれ乗っていただくことになりますので、交通形態は今供用の状況とは変わりはありません。県道から上り線、下り線双方で県道を使って乗り降りができるといったところでございます。

福山会長

ありがとうございます。皆さんいかがでしょうか。

先ほど橋尾委員も言われましたけども、立体感がないので少しわかりにくいところもあるのですが、国土交通省と県が動画を作っておられまして、それぞれで立体的なイメージがわかるようなものもご用意されているようです。

もしそこに関わるような質問があれば見せていただけるように準備されているということです。

事務局

そうしましたら、動画で福山会長のご質問があったところについて、仮称鳥取西 JCT となりますが、こちらの動画をご覧いただきたいと思いますので、スクリーンをご覧ください。

(動画再生)

以上が鳥取西 JCT の動画となります。

福山会長

谷口委員からもご質問ありましたので、給食センター付近も動画をお願いします。

事務局

それでは、千代水インターチェンジ付近の動画でございます。

(動画再生)

インターチェンジについては以上でございます。

福山会長

ありがとうございます。初めて見られる方は少しイメージがついたと思います。

その他ご質問等ございますでしょうか？

大谷委員

初めて参加させていただき、都市計画道路でお伝えしたいと思ったのが、今イメージ図を見て、すごく良い道路ができるんだと純粋に思いました。子供と米子方面にドライブをしていたら、米子道の高架を見ると子供が乗ってみたいよといった話をしてくれるので、とても期待できる楽しい気持ちもあるのですが、行政の方も時間をかけてたくさん地域住民の方にも寄り添っているのもわかる中で、先ほどの報告第2号のときにも思ったのですが、公聴会を開いた中で、地域の方々は経路の変更を望んでいる方も多くいらっしゃるのだと思いました。このイメージ図を見る限りでも、近隣の集落の人のことを思うと、手放しに新しいものができるから嬉しい、だけでは済まないことを今審議しているんだなと思っています。

双方が歩み寄るといえるのか、集落、その地権者の方々の気持ちも全部は汲めないとは思いますが、

自分がもし住んでいる地域にこのような道路ができるとなった時に、30、40代の働き世代だとどうしても地域のことに目が向けられなく、今をこなしていくことに必死だと思います。このように行政がいろいろ閲覧できるようにしたり、パブリックコメントも受け付けたりしていますが、そこまでたどり着けない働き世代の人たちが、こんなことがあったのか、もっと早く知りたかったと思うことが目に見えるようで、自分ももし該当集落に住んでいたらそう思うだろうと思うと、よりよい形で進めていただきたいというのが今日の感想です。

事務局

ありがとうございました。

全ての住民の方に100点となるような計画というのがなかなか難しいとは思いますが、皆様により理解していただけるような、都市計画決定を進めるにあたって今後も説明の方させていただきたいと思います。

樋口委員

2、3質問させていただきたい点がありまして、道路などの都市計画にあたっては委員として携わらせていただいておりますが、私どもがお相手をする方々はエンドユーザーで、土地を買いたい、売りたい、住みたい、何か活用したい、という方々が相談に来られます。そのときに、当然ですが、契約をする段階で対象の土地で将来こういった予定がありますと案内しますが、例えばその事業予定がかなりあいまいですと現実味は少ないとか、もしくはもうここまで話が進んでいます、ここまで本決まりですと言ったところが、非常に土地取引においては重要な部分になってきます。

今回事前審議ということで、これからまた本審議があるというようなスケジュールで伺いましたが、実際のところ予算の策定であるとか関係各所の調整対応とか、そういったことを並行しながら行っておられるとは思いますが、現実的に、例えば本審議に入りました、それから予算の策定等様々なことが本決まりになり、例えば着工から完成までの大まかな年数は、ある程度皆さんの中ではあると思います。公にはまだないと思いますが、どのぐらいの年数、どのぐらいのスケジュールという考えをお聞かせいただきたいです。

土地では、これから新築の家を建てる、土地を買って何かするとなると、もう20年30年先を考えることとなりますので、その中で都市計画が変わることは仕方がない部分であると思います。

住民の方々よりルートを変えてほしいとか、様々なご意見があると思いますが、それに対して、やはり公共施設であることから、全員の意見を聞いていると当然現実味もないですし、予算のような経済的な部分もあると思いますので、そういったところを勘案して、いつか話をまとめなくてはいけないとは思いますが。ある程度こういった審議会に上がってきた段階で、どのぐらいで話をまとめたいということがあると思いますが、そのあたりこの道路について見解があればお聞かせいただきたいと思います。

事務局

事業の計画についてですけども、例えば今年都市計画決定をされたといたしまして、最短であれば令和8年度事業決定、事業決定されるかそれ以降となるのかはまだわかりませんが、事業決定をされてからその後に詳細設計というところに進みます。そのためには道路の構造を決定するために、例えば地盤の調査、土質調査、測量、それに基づいて道路の構造、例えば橋脚の配置を

決める設計とか、そういったものがなされるのに、数年はかかると思います。

その調査測量や詳細設計をするにあたって、そのときの社会の状況とか予算の状況というところもありますので、一概に何年後に用地について住民の方と交渉や調整ができるのか、というのはまだはっきりとは言えないんですけども、数年後にはなると考えています。

福山会長

極力そういった進捗情報を出すように努力をされるということだと思いますね。

樋口委員

その場合は鳥取市もしくは国土交通省とか県のホームページでそういう情報を得るという形になるのでしょうか。

工事区域に該当しておられる方にはそういう告知とか工事の状況であるとか、住民説明会があるとは思いますが、該当していない方にはそういう文書とか情報はいかないと思います。どこを見れば詳しい情報が得られるかとなると、やはりホームページであるとか、そういうところで自発的に見ていただくということになるのでしょうか。

事務局

県ホームページでも公表されると思いますし、例えば先ほど言った鳥取市報でもお知らせしていきたいと思います。それ以外に様々なツールを使いまして、市民の皆様に今の進捗状況をお伝えできるように考えていきたいと思います。

福山会長

国土交通省におかれては、整備が進む情報がアップデートされ、よりよくわかるようにはなってきています。

その他いかがでしょうか。よろしいですか。

それではこの議案は事前審議になりますけども、この議案については以上とさせていただきます。

それでは、議案もう1つございます、議案第2号としまして都市計画公園の変更ということでございます。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号の説明につきましては、河川公園課の徳田と申します。よろしくお願いいたします。

まず、お手元に資料3をご準備ください。よろしいでしょうか。

先ほど冒頭に説明しました、番号が間違っておりましたので改めて訂正してお詫びを申し上げます。

それでは議案第2号鳥取市都市計画公園の変更について、5・8・1号湖山池公園の変更についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

議案概要でございます。まず、都市計画決定の変更の理由でございますが、湖山池公園は1965年、昭和40年に684.6haの区域を都市計画決定し、湖山池を囲む湖畔に整備された公園と

して、これまで現在約44.7haを供用開始しているところでございます。

現在鳥取市高住および良田地区におきまして、鳥取県による主要地方道鳥取鹿野倉吉線の道路改良工事が行われておりまして、一部公園区域に道路がかかるため公園区域の変更をするものでございます。

さらに既存の公園整備済みの区域と不整合が生じておりますので、区域などの現状の地形地物に合わせるように区域を変更するものでございます。

1ページ目の下側になりますが変更の前後対照表としまして、元々の公園番号が5・8・1でございますが、こちらを5・7・1に変更するものでございます。

もう1つは表の右側になりますが、面積でございます。こちらの面積、昭和46年に一度変更をしており、現在684.7haとなっておりますが、こちらを786.4haに変更するものでございます。

2ページをご覧ください。

こちらが現在の公園概要を掲載しております。名称、それから位置、公園の種別は総合公園となっております。

次に3ページをご覧ください。

湖山池公園の変遷でございますが、都市計画決定の変更をこちらにつきましては昭和46年の6月に変更して以来、実に54年ぶりの変更となるものでございます。

また、それ以降昭和40年から青島付近でありますとか、いわゆる湖山池の東側のゾーン、それから金沢地区、福井地区、つづらおなどこれまで整備を行いまして、平成27年で大方の現況の公園整備が完了し、44.7haを現在供用開始しているものでございます。

次に4ページをご覧ください。

先ほど申しました湖山池公園の番号の修正でございますが、中段に載せております①この5という番号のところが公園の種別となります。こちらが赤で表示しております5の総合公園に該当となります。中段のこれまで8と表示があったのですが、国土交通省の改定によりまして8という番号と1という番号が削除され、現在は面積300ha以上のものは7という表示が正しいものになりますので、こちらを5・7という形で変更するものでございます。

下側に公園区域の面積の変更を掲載しております。変更前は684.7haでございましたが、これを元々の都市公園区域のエリアで、現在令和3年の最新の都市計画基本図を基に再求積をしましたところ、大きな誤差の差異が出まして、780.5haあることがわかりました。

その上で後ほど説明いたしますが、各箇所を増減を行い、最終的に5.9ha増になるということで、変更後といたしましては、786.4haに変更を行うものでございます。

次に5ページをご覧ください。

こちらが変更前の区域でございます。緑の線で囲っておりますのが現在の変更前の都市計画公園区域の線引きでございます。その湖岸沿い、それから青島等に緑で着色しているところ、現在都市公園で整備を完了し、供用開始しているところでございます。

次に6ページをご覧ください。

こちらの区域で5か所エリアを囲っておりますが、こちらの5か所についてこれから変更を行おうとするものでございます。

詳しく説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

まず変更区域の1番目のところでございます。こちらが青島それから高住エリアでございます。

まず主要地方道鳥取鹿野倉吉線の道路改良に伴いまして、現在黄色で着色している箇所、こちらが一部道路改良によって道路区域になるところでございます。

また赤で着色している箇所、現在青島の駐車場として利用しているところでございますが、こちらの区域が公園区域として外しておりましたところでございます。ただし、供用開始はしているという状況ですが、都市公園の区域としてエリアに含んでおりませんので、この度これを追加するものでございます。

この部分におきましては、追加する面積が0.6ha、削除する面積が0.8ha、増減といたしまして変更区域①は0.2haの減となるものでございます。

次に8ページをご覧ください。

こちら変更区域②といたしまして、金沢休養ゾーン等となりますが、こちら金沢区域の公園、中段あたりに緑の線があると思いますけども、こちらは元々の都市公園区域でございましたが、現在整備を完了しておりまして、この赤で着色している箇所が全て公園として整備を完了しておりますので、この部分を増とするものでございます。

追加する面積は2.4ha、削除する部分は実質的には3.3a、約330㎡ということで、結果的には大きな数字で表示をするものとなりますので、2.4haの増という形で表示をしております。

次に9ページをご覧ください。

こちらは変更区域③といたしまして、湖山池の北西側になります。三津のエリアになりますが、赤で着色している箇所、こちらを追加で増とするものです。この箇所につきましては既に現況の地形地物、道路に合わせまして区域を追加するものでございます。

また黄色の箇所につきましては現状の地形地物に合わせ、影響がないという形になりますので、展望台付近の区域の不整合を合わせるために一部この黄色の箇所を削除しております。

追加する面積は1.4ha、削除する部分は0.5haで0.9haの増となります。

次に10ページをご覧ください。

変更区域④、こちら北岸になります。左側の四角で囲っております変更区域、この黄色の箇所が既に造成宅地等で建物が建っておりますので、この区域を外して手前の道路側に区域を変更するものでございます。

こちらにつきましては追加する面積はありませんが、削除する面積として0.7haの減としております。

最後になりますが11ページをご覧ください。

変更区域⑤、こちらは東側のエリアですけれども、湖山池のナチュラルガーデン等を整備しましたオアシスパークという形で銘打っておりますけれども、黄色の箇所が鳥大附属小中学校に区域がかかっておりましたが、こちらを地形地物の道路に合わせまして削除するものでございます。

また、変更前区域の矢印で示しているところですけども、こちらは湖山池に海水が入っている関係で、鳥取県が農林部局で灌漑用水用の貯水池を設けられたことから、この部分を公園区域から外し、赤色の箇所は既に公園整備が完了して供用開始をしている区域でございますので、この箇所を本来の公園区域として追加をするものでございます。

追加する部分の面積といたしましては5.2ha、削除する部分を1.7ha、増減としまして3.5haの増となります。

先ほどの①から⑤までを全部合わせますと、最大で5.9haの増になります。

12ページをご覧ください。

カラー写真で少し見にくいと思いますが、これを変更後の公園の区域といたしまして、赤いラインで表示をしておりますのが、この形で都市計画公園の区域変更を行おうとしているものです。

最後になりますが13ページをご覧ください。

今後のスケジュールでございますが、今回事前審議をいただきまして、この後9月から11月に関係機関、地元町内会が多数ございますので、こちらに説明等を行いまして、了解を得られましたら、12月には鳥取県に事前協議を行いまして、できれば令和8年1月頃に本審議に向かえたらというふうに考えております。

説明は以上でございます。

福山会長

ありがとうございました。

都市計画決定して約60年経っており、現状湖山池周辺の公園整備もだいぶ進んできていますし、今回の県道の整備が進んでいるということで、この機会に公園区域をしっかりと見直しましょう、ということです。

寺坂委員

この区域に以前は海洋センターがあり、運動場もあったのですが、そこは開発公社の土地だと思います。それを一体的に、今お話がありました千代水スポーツ広場に給食センターが建つということで、代替グラウンドの確保という話があります。その辺の開発公社の土地を、まだはつきりしていませんが切り替えるような予定もなきにしもあらずということで、この区域決定はまた新たに追加されるのか、その辺を都市計画公園として検討されるのかをお尋ねします。

事務局

この度は、あくまでも湖山池公園の変更ということでございます。寺坂委員さんの質問のあったおそらくB&Gの横の空地でございますけども、こちらにつきましては、先ほど南北線のところで千代水の野球場がなくなるということから、代替の候補では考えられております。

もし、そちらに変更することになりましたら、都市公園の区域ではなく供用開始の方で、いわゆる設置管理条例といいますか、条例が若干異なり、公園の性質が異なりますので、そちらの方で区域の設定をしたいと考えております。

福山会長

景観審議会の方とは全く関係ないのですかね。景観形成重点区域の4つのうちの1つで、湖山池はやっぱり鳥取の景観のシンボルの1つだと思うんです。そことの整合性というか、確認するといったことはあっていいのかなと思ったのですが。

事務局

都市計画公園の区域と若干のずれはありますが、山陰海岸ジオパーク、それから景観形成重点区域と重なっているところもあり、関係課と連携しながら調整を進めていきたいと考えております。

澤田委員

今回は都市公園の区域の変更についてですけれども、このあたり市街化調整区域になっていると思いますが、その変更の予定はないんですか。考えておられますか。

事務局

今回の都市計画公園の変更は湖山池公園の区域の変更であり、市街化調整区域の変更は考えておりません。

澤田委員

調整区域のエリアがほとんどですよ。

事務局

基本的には調整区域のエリアです。

調整区域ですが、調整区域のエリアで湖山池自体の乱開発を防ぐ当初の目的がありまして、当初昭和40年ごろの都市計画の決定の段階では、今のこの赤の計画線に、ぐるりと全部歩経路といいますか全部管理道をつけて、このエリアの中はもう開発させないという元々の目的があったようです。しかし、現状としましては年数が経ち、ミニ開発などによって既に建築されているという現状もありますので、この度の変更では、ほぼ公園で整備が完了した箇所と本当に必要な部分だけの変更をしたいと考えています。

ただ、ご指摘の通り、区域で現地と不整合なところも多少あると思いますが、先ほど会長が話された通り景観的な部分の話もありますので、なるべく現状で影響のない箇所はそのままという形で行かせていただきたいと考えております。

橋尾委員

今日様々なお説明を聞かせていただく中で、確かこの都市計画審議会は、以前は部長方も理事という形で入っておられ、いろいろ審議しておった記憶をしておるんですけども、今日の都市計画審議会にしましても、各部長さん方が監事という立場でこの会議に出席をいただいております。

それで、市民の皆さんが様々な判断をしていく上で、今回の南北線のこの道路の問題にしても、道路だけを協議するということだけでなく、鳥取市が将来どういうまちづくり、地域づくりをするのかと。それに伴って、この南北線が占める位置づけというのはこうあるべきだと。その道路整備によって、住環境あるいは物流などがどう変化をして、将来の鳥取市の繁栄に貢献するのかというような夢のある部分、これも都市計画審議会の審議というわけではないんですけども、そういう夢のあるプレゼンテーションもあってしかるべきと思いました。

10年くらい前に、鳥取西地域に工業団地を作ったらどうかというようなご意見も議会の中であったということでございます。

今は千代川東にある津ノ井や古海、河原であるとか、そちらに工業団地が集中しています。気高地域の方も全て千代川を渡ってこなくてはいけないといったことも交通渋滞の一因でもありますし、鳥取市が均等に地域全体として繁栄することであれば、千代川の西地区にも工業団地を誘致して、現在鳥取市でも工業団地の土地がなく、県外の企業誘致を行うこともなかなか難しい状況になっておるようです。

将来の鳥取市を考えたときに、やはりこういうまちづくりをしていくのだと、それ伴いこの道路がどうしても必要というような話もあり、市民の皆さんや地域の皆さんが納得していただける要素も増えていくのではないかという思いがしますので、そういうエッセンスを出していただければありがたい、という気がいたしました。

福山会長

その他何かございますでしょうか。よろしいですか。

議案２号の事前審議、以上としたいと思います。

事務局からお話がありましたように、このスケジュールですと、この後本審議にかけるという形で進んでいきます。

それでは議案に挙げられている項目は以上となります。

橋尾委員より意見がありましたが、何か皆さんこの場でご意見ありましたら、お願いいたします。

それでは特にこれ以上ないようですので、これをもちまして第１１６回鳥取市都市計画審議会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

鳥取市都市計画審議会運営規則第10条第2項の規定に基づき署名する。

会 長 福 山 敬

委 員 田 淵 緑

委 員 寺 坂 寛 夫